5　1から4までの規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った分野についてのみ、当該締約国を拘束する。

注釈　この5の規定の適用上、「分野」とは、サービス貿易一般協定に基づく締約国の約束表に特定された関連するサービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野をいう。

6　一方の締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

7　両締約国は、適当な場合には、サービス貿易一般協定第六条4に規定する交渉において合意される規律をこの章の規定に組み入れるため、当該交渉の結果について共同で見直しを行う。

第四十九条　承認

1　一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認するよう求める当該他方の締約国の要請に対して妥当な考慮を払う。そのような承認は、当該他方の締約国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、行うことができる。

2　一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を協定又は取決めに基づいて承認する場合には、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

3　締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

第五十条　自然人の移動

1　この条の規定は、サービスの提供に関し、締約国のサービス提供者である自然人及び締約国のサービス提供者が雇用する締約国の自然人に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　一方の締約国の特定の約束であって、サービスを提供する他方の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置に適用されるものについては、附属書八に定める。附属書八の規定の対象となる自然人については、この章に規定する条件に従ってサービスを提供することを認める。

4　この章の規定の適用上、第六十二条3の規定を準用する。

第五十一条　独占及び排他的なサービス提供者

1　締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第四十五条から第四十七条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスを提供するに当たり、直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において第四十六条及び第四十七条の規定に基づく自国の義務に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第五十二条　商慣習

1　両締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2　第十章の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することによって協力する。要請を受けた締約国は、また、自国の国内法に従い、かつ、要請をした締約国による情報の秘密の保護に関して適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請をした締約国に提供する。

第五十三条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引及び資本取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に課してはならない。

第五十四条　国際収支の擁護のための制限

1　両締約国は、国際収支の擁護のための制限を課することを避けるよう努める。

2　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

3　一方の締約国が課し、又は維持する2に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、2に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　締約国は、2に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

5　2の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第五十五条　一般的例外

この章のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。